



認定 NPO 法人 日本 BPW 連合会
東京都渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館 303
TEL: 03-5304-7874 FAX:03-5304-7876
e-mail: office@bpw-japan.jp
URL: <https://www.bpw-japan.jp>

選択的夫婦別姓（氏）制度の早期の実現を！

認定 NPO 法人日本 BPW 連合会

28 年ぶりに、選択的夫婦別姓制度（民法の一部を改正する法律案）が審議入りしました。この間、世界を見ても、同一氏を強制している国はもはや日本のみになりました。30 年近く導入を待ち続け、やむを得ぬ事実婚の選択、不本意な形での旧姓使用による職務への影響や不便を強いられ、尊厳を傷つけられてきた人たちが多くいることを認識し、一日も早く選択的夫婦別姓制度が実現することを強く要望します。

社会経済の変遷によって、家族の在り方も変化し続けています。人権の視座からも夫婦別姓を求める家族が出てくることはむしろ当然かつ、必然的な流れです。少子社会の中で、ひとりっ子が 20%に達した現在、ひとりっ子同志のカップルや、女性だけのきょうだいの結婚で、姓の問題は、今後ますます大きな心理的負荷になる可能性が予想されます。姓を変えた側（94.5%は女性）の不便とアイデンティティに関わる様々な不利益を解消するためにも選択的夫婦別姓（氏）制度は早急に導入すべきです。

姓が異なることだけが理由で家族の絆が弱まる、こどもへ悪影響を与えるというエビデンスは見当たりません。

私たちは、民法の一部を改正し、現戸籍法を維持した形で、同一戸籍、同一氏でなく、同一戸籍、別姓の導入を要望します。

自己決定が幸福度を高めることは、実践研究・実証研究で証明されています。同氏を選択したい人は同氏を、別姓を選択したい人は別姓を選べる制度を要望しています。一方的な家族観の押し付けは、明らかな人権侵害です。

通称名使用拡大だけでは、不利益を解消できず、救済できない人たちがいることを認識し、経済界、労働界、学術界、弁護士会からも選択的夫婦別姓制度への強い要望が出ていることを真摯に受け止め、一刻も早く選択的夫婦別姓制度が成立することを強く望みます。